

【研究ノート】

タラゴーナおよびバルセロナのアウグスタレス L. Licinius Secundus とその友人たち

— 〈amicus〉の意味するもの—

山 本 晴 樹

【要 旨】

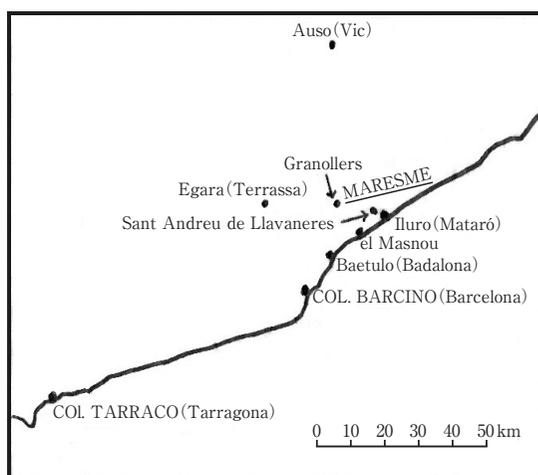
ローマ属州タラコネンシスのラエタニア地方（スペイン東北部）における中心都市タラゴーナとバルセロナにおいてアウグスタレス（皇帝礼拝委員）を歴任したL. Licinius Secundus に対しては友人たち（amici）によって他に類を見ない多くの顕彰碑が奉献されている。本稿ではこの顕彰碑文を手がかりにして〈amicus〉の意味するものを考察する。

【キーワード】

アウグスタレス（皇帝礼拝委員） 友人（amicus） 地所（fundus） ラエタニア地方

はじめに

ローマ帝政期スペイン東北部の中心都市タラゴーナとバルセロナにおいてアウグスタレス（皇帝礼拝委員）を歴任したL. Licinius Secundus（以下セクンドゥス）に対しては他に例を見ないほど多くの顕彰碑が建立されている⁽¹⁾。なかでも彼の友人たち（amici）が多く奉献していることが特徴である⁽²⁾。一人のアウグスタレスに対してこれほど多くの友人たちが顕彰している例はほかには知られていない。本稿ではセクンドゥスを顕彰した友人たちと彼との関係を取り上げ、セクンドゥスへの顕彰碑文に現れた〈amicus〉という語の意味するものを考察したい。その際、セクンドゥスの友人たちがそれぞれ所有する地所の所在にも注目したい。というのもその所在に関して、碑文学や地名学などを援用することによって、近年の考古学発掘による成果を分析すると、新たな事実が浮かび上がってきたからである⁽³⁾。



属州タラコネンシス（部分）

Barrington Atlas of the Greek and Roman World,
Princeton U.P., 2000, p. 25より筆者作成

セクンドゥスの経歴については、彼の顕彰碑文中に言及があるので一例（IRC IV, 96）をあげる。

《L(ucio) Licinio / Secundo / accens(o) / patron(o) suo / L(ucio) Licinio Surae / prim(o) secund(o) / tert(io) cons(ulatu) eius / IIIII vir(o) Aug(ustali) Col(oniae) / I(uliae) V(rbis) T(riumphalis) / Tarracon(is) et / Col(oniae) F(aventiae) I(uliae) A(ugustae) P(aternae) Barc(inonis).》

L. Licinius Secundus のために。(彼は) パトローヌスの L. Licinius Sura の第一回目（97/98年補充）と第二回目（102年正規）そして第三回目（107年正規）のコンスルの際の随員（accensus）であり、植民市タルラコ（現タラゴーナ）と植民市バルキノ（現バルセロナ）の 아우グスタレスであった。

セクンドゥスに対する顕彰碑文はすべてこのような形ではじまり、末尾に奉献者名、そして最終行に《amico》の文字が記されている。ここでとりあげる顕彰碑は IRC IV, 91-92, 94-98, および IRC I, 125 である。以下、これらの顕彰碑への〈amicus〉としての奉献者を三つのカテゴリーに分けて述べる。一つ目はコレギウム、二つ目はアウグスタレス、三つ目は個人である。

1. 〈amicus〉としてのコレギウムによる奉献（1例：IRC IV, 91）

IRC IV, 91 (=CIL II, 4540⁽⁴⁾):

《L(ucio) L(icinio) / Secundo / accens(o) pa/tron(o) suo [L(ucio)] Li/cinio Surae pri/mo secundo tertio / consulatu eius IIIII / vir(o) Aug(ustali) Col(oniae) I(uliae) V(rbis) [T(riumphalis)] Tarra/con(is) [et Col(oniae) F(aventiae)I(uliae)A(ugustae)P(aternae)Barc(inonis)] / Collegium Assotan(orum) ou Ausetan(orum) / amico.》

この顕彰碑は Asso あるいは Auso のコレギウム⁽⁵⁾がセクンドゥスに対して〈amicus〉として奉献したものである。IRC IV, 91 の註解 (p. 174) によれば、奉献者は Asso (現 Caravaca) よりも Auso (現 Vic) のコレギウムの方が妥当とされている。というのも Asso はイベリア半島南部のムルシア地方の都市であるのに対して、Auso は同半島東部のラエタニア地方（現カタルーニャ地方の一部）の都市であり、セクンドゥスはこの地方に自己の地所をもっていたと考えられるからである⁽⁶⁾。

このようにセクンドゥスが属するリキニウス氏は Auso とバルセロナとの中継地点にあたる Granollers 近郊に地所を所有しており、そこではブドウ栽培およびワイン製造が行われていた⁽⁷⁾。おそらく同じブドウ栽培・ワイン製造の従事者のコレギウムと思われる Auso のコレギウムとはその関係でのつながりが想像される。具体的には、Auso およびセクンドゥスの地所はラエタニア地方の沿岸都市で対外交易の拠点でもある Baetulo (現 Badalona) およびバルセロナとは街道あるいは河川で結ばれており、これを使った交易が行われていた。このようなことから Auso のコレギウムは〈amicus〉としてセクンドゥスを顕彰したものと思われるが、セクンドゥスがこのコレギウムの〈amicus〉である具体的な理由は不明である⁽⁸⁾。

2. 〈amicus〉としてのアウグスタレスによる奉獻（2例：IRC IV, 92；94）

①IRC IV, 92 (=CIL II, 4542⁽⁹⁾) :

《L(ucio) Licinio / Secundo / accenso / patron(o) suo / L(ucio) Licin(io) Surae / primo / secund(o) / tertio consul(atu) / eius IIIII vir(o) Aug(ustali) / Col(oniae) I(uliae) V(rbis) T(riumphalis) Tarracon(is) / et Col(oniae) F(aventiae) I(uliae) A(ugustae) P(aternae) Barcinon(is) / M(arci) Gal(erii) ou Cal(purnii) Syrus (et) Gratus / IIIII vir(i) Aug(ustales) Col(oniae) I(uliae) V(rbis) T(riumphalis) T(arraconis) / amico optimo.》

このセクンドゥスの顕彰碑はバルセロナに設置されたのであるが、奉獻者である二人はバルセロナではなくタラゴーナのアウグスタレスである⁽¹⁰⁾。とすると二人はセクンドゥスがタラゴーナのアウグスタレスであったときの同僚であったと思われる。したがってこの場合の〈amicus〉はアウグスタレスの同僚としての〈amicus〉であろう⁽¹¹⁾。

②IRC IV, 94 (=CIL II, 4543⁽¹²⁾) :

《L(ucio) Licinio / Secundo / accens(o) / patro[no] / suo / L(ucio) Licinio Surae / primo secund(o) / tertio consul(atu) / eius IIIII vir(o) Aug(ustali) / Col(oniae) I(uliae) V(rbis) T(riumphalis) Tarrac(onis) / et Col(oniae) F(aventiae) I(uliae) A(ugustae) P(aternae) / Barcin(onis) / M(arcus) Qu[intius ----] / IIIII vir Aug(ustalis) ---?] / amico.》

都市名は読み取れないが、M. Qu[intius ----]はおそらくバルセロナのアウグスタレスであったであろう。従って、彼は前述の M.Galerius (または Calpurnius) Syrus および Gratus (IRC IV, 92) と同様、セクンドゥスとはアウグスタレスの同僚としての〈amicus〉であったように思われる。この人物の属するクインティウス氏 (gens Quintia) はバルセロナの都市名望家であり、この氏族に属する Quintia Severa はセクンドゥスに顕彰碑を奉獻している唯一の女性として知られている。因みに IRC IV, 100⁽¹³⁾ では、セクンドゥスの友人たちが奉獻した顕彰碑文と全く同じ形式で Quintia Severa はセクンドゥスに奉獻していることから彼女はセクンドゥスの友人たちと同等の社会的声望をもつ人物とみなしうる。

というのもクインティウス氏に属するアウグスタレスの C. Quintius Myronus が彼女に奉獻した碑文において自分が Quintia Severa の解放奴隷であることを碑文において明示しているからである (IRC I, 98)⁽¹⁴⁾。この碑文はバルセロナより北東約35km の Iluro (現 Mataró) で発見されており、従ってクインティウス氏はここに地所を所有しており、Myronus もまたその地の土地所有者であったと思われる⁽¹⁵⁾。とすると同じ氏族に属した同じアウグスタレスであった M. Qu[intius ----]もまた Iluro に地所をもっている可能性があり、そこから西北西約19km のところに位置する Lliça d'Amunt (Granollers 近郊) にあるセクンドゥスの地所とは近距離にあったと言わなければならない。従って M. Qu[intius ----]とセクンドゥスとはアウグスタレスの同僚としての〈amicus〉であるとともに、互いに近距離にある地所の所有者でもあったと考えられる。

3. 〈amicus〉としての個人による奉獻（5例：IRC IV, 95；96；97；98；IRC I, 125）

①IRC IV, 95（=CIL II, 6149）：

《L(ucio) Licinio / Secundo / accenso / patron(o) suo / L(ucio) [L]i[c]in(io) Surae / prim(o) secund(o) ter/tio consu[l(atu) eiu]s / IIIII vir(o) A[u]gustali Col(oniae) I(uliae) V(rbis) T(riumphalis) Tarr(aconis) e[t] Col(oniae) / F(averntiae) I(uliae) A(ugustae) P(aternae) Barc[i]n(onis) / M(arcus) Antonius Antul/lus cives Conven(a) / [ami]co.》

アキタニアのLugdunum Convenarum（現 St. Bertrand de Comminges）の市民である M. Antonius Antullus が、友人であるアウグスタレスのセクンドゥスに奉獻している。Convenae はピレネー山脈北斜面に位置し、小高い丘（カピトリウム）を中心に建設された都市である。IRC IV, 95 の註解によれば、Convenae の名望家は Antonius Vindemialis が知られている⁽¹⁶⁾。なお Antullus によるセクンドゥスへの顕彰碑の建立時期（2世紀初頭）は Convenae の最盛期に当たっている⁽¹⁷⁾。

Antullus に関して、Rodà（1970, p. 180）は cives（市民）が地名を伴う場合、往々にして出身地を指すことから、Antullus は Convenae 出身であり、バルセロナは移住地であったと推測する。また Olesti i Guzmán（2020, p. 382）によれば Antullus はおそらく解放奴隷であろうとしている。これらのことを考え合わせると、Antullus は隣接する属州ガリアの西部に位置する Convenae からバルセロナに移住し、この地の有力な解放奴隷でありアウグスタレスであったセクンドゥスと交友関係を結んだのであろう。ただこの場合具体的な交友関係の実態は不明であるが、あえてセクンドゥスの他の友人の事例からすれば、Antullus がラエタニア地方に地所を所有し、その地所の場所がセクンドゥスの地所と近距離にあるということも考えられる。

②IRC IV, 96（=CIL II, 4544）：

《L(ucio) Licinio / Secundo / accens(o) / patron(o) suo / L(ucio) Licin(io) Surae / prim(o) secund(o) / tert(io) cons(ulatu) eius / IIIII vir(o) Aug(ustali) Col(oniae) / I(uliae) V(rbis) T(riumphalis) Tarrac(onis) et / Col(oniae) F(aventiae) I(uliae) A(ugustae) P(aternae) Barc(inonis) / C. Granius Felix / amico.》

IRC IV, 96 の註解によれば、奉獻者の cognomen が Felix であること、また親子関係の記載がないことから、奉獻者は奴隷出身であろうという。グラニウス氏（gens Grania）はバルセロナの都市名望家である。同氏に属する者にバルセロナ北西約23kmにある Egara（現 Terrassa）の最高政務官である二人委員であった Q. Granius Q. f. Gal. Optatus がいる（IRC I, 69）⁽¹⁸⁾。おそらくグラニウス氏は Egara に地所をもっていたと思われる⁽¹⁹⁾。

さらに、IRC IV, 96 の註解によれば、グラニウス氏は Q. Licinii Silvani Graniani という元老院家系と親戚とされている。Q. Licinius Silvanus Granianus は RIT, 288（=CIL II, 4225）によれば、Hispania citerior の属州皇帝礼拝祭司であり、（同属州）沿岸（警備）の長官であり、皇帝のプロクラトル（代理人）であった⁽²⁰⁾。L. Licinius Sura と Q. Licinius Silvanus Granianus とは nomen を同じくしているというばかりでなく、同じラエタニア地方に地所を所有していた。

Olesti i Guzmán (2020, p. 387) によれば、C. Granus Felix は Q. Licinius Silvanus Granianus の解放奴隷とされている。そして Felix はパトロヌスである Granianus の地所の経営を任されていたという⁽²¹⁾。とするならば、おそらく Felix の地所も Egara にあったと思われ、一方友人であるセクンドゥスの地所は Lliça d'Armut にあったとされているので、約12km の距離である両者の地所は近接していたといつてよいであろう。

③IRC IV, 97 (=CIL II, 4545) :

《L(ucio) Licinio / Secundo / accenso pa/trono suo L(ucio) Li/cinio Surae pri/mo secundo tertio / consulatu eius IIIII / vir(o) Aug(ustali) Col(oniae) I(uliae) V(rbis) T(riumphalis) Tarracon(is) et Col(oniae) F(aventiae) I(uliae) A(ugustae) P(aternae) Barcin(onis) / C(aius) Herennius Optatus / amico.》

G. Herennius Optatus が友人であるセクンドゥスのために建てた顕彰碑である。Optatus 個人については、この碑文以外では知られていないが、ヘレンニウス氏 (gens Herennia) に属する人々については以下の二つの碑文がある。一つの碑文では Herennia Optata なる女性が、兄弟の Marcus Herennius Optatus を顕彰している (IRC IV, 61 = CIL II, 4525, トラヤヌス・ハドリアヌス期)。彼はバルセロナの按察官にして二人委員であり、都市皇帝礼拝祭司 (flamen Augusti) であった⁽²²⁾。この兄弟は共に Gaius の娘および息子と記されているので、彼らの父親はおそらく Caius Herennius Optatus であろう。とすると、ヘレンニウス氏はトラヤヌス・ハドリアヌス期にはバルセロナの都市公職および皇帝礼拝に関わる公職に就任していたことになる。

もう一つの碑文 (IRC IV, 52 = AE 1967, 36, 2世紀前半) では Marcus Herennius Severus なる人物が、14歳で亡くなり、バルセロナの都市参事会決議によって按察官と二人委員の榮譽を無償で与えられている Marcus Aemilius Optatus の後見人 (tutor) として現れている。ここではヘレンニウス氏に属する者がバルセロナの都市名望家であるアエミリウス氏 (gens Aemilia) と何らかの社会的関係を結んでいる⁽²³⁾。

注目すべきは、ヘレンニウス氏に属する者がここスペイン東北部ラエタニア地方においてレンガ製造に携わっていることである。それは《L. HERENNI》、《L. HEREN》、《L. HER. OPT》という銘をもつレンガ製造者 Lucius Herennius Optatus である⁽²⁴⁾。Rodà (2015, pp. 53-70) によれば、この人物はナルボンヌ出身であり、属州ナルボネンシス東部沿岸のフレジュス (Forum Iulii) にレンガ製造の本拠地をもち、そこからラエタニア地方に製品を輸出していたという。さらに Rodà (2015, p. 69) はこの人物がラエタニア地方の Maresme 地区にフレジュスとは別のレンガ製造所を所有していた可能性を指摘している。とするとこの Maresme 地区にヘレンニウス氏の地所があったことも考えられる⁽²⁵⁾。先にみたように、リキニウス家は Maresme 地区の西北西約20km の Lliça d'Armut に地所をもっていたことが知られている。したがってリキニウス氏に所属するセクンドゥスの地所とその友人であるヘレンニウス氏に所属する Optatus の地所は近距離にあることになる。

④IRC IV, 98 (=CIL II, 4546) :

《L(ucio) Licinio / Secundo / accens(o) pa/tron(o) suo L(ucio) Li/cin(io) Surae prim(o) / secundo tertio / consulat(u) eius / IIIII vir(o) Aug(ustali) Col(oniae) / I(uliae) V(rbis) T(riumphalis) Tarracon(is) et / Col(oniae) F(aventiae) I(uliae) A(ugustae) P(aternae) Barcin-

(onis) / M(arcus) Paullius Paullinus / amico.》

M. Paullius Paullinus が友人であるセクンドゥスに奉獻している顕彰碑である。Carreras et Olesti (2013, p. 167) によれば、リキニウス氏の地所 (fundus Licinianus) の位置はバルセロナ北北東約25kmにある今日の Lliça d'Amunt i d'Avall (Granollers 近郊) に推定されている。一方パウリウス氏の地所 (fundus Paulinianus) の位置はそれの中世の地名から推定して、この Lliça d'Amunt から南西約9 kmにある Polinyà に同定されている⁽²⁶⁾。さらに両氏の地所はアウグストゥス街道 (via Augusta) によって繋がっている。このことからすれば二つの地所は隣接していると言わなければならない。ちなみに Olesti i Guzmán (2020, p. 385) の言葉を借りれば、「実際、この友人 (M. Paullius Paullinus) は同時に彼 (セクンドゥス) の隣人であり、セクンドゥスのようにラエタニア地方での生産世界 (ブドウ栽培・ワイン製造) に結びつけられた隣接地所 (fundus) の所有者であるように思われる」。

⑤) IRC I, 125 (107-108年) :

《L(ucio) Licinio / Secundo / accenso / patrono suo / L(ucio) Licin(io) Surae / primo secund(o) / tertio consul(atu) / eius IIIII vir(o) Aug(ustali) / Col(oniae) I(uliae) V(rbis) T(riumphalis) Tarrac(onis) / Col(oniae) F(aventiae) I(uliae) A(ugustae) P(aternae) Barcin(onis) / C(aius) Trocina Onesimus / amico.》

C. Trocina Onesimus(以下 Onesimus)が友人のセクンドゥスのために奉獻した顕彰碑である。碑文の末尾に《L・D・D・D》等の銘が彫られていないのでこの顕彰碑は公的なものではなく、Onesimus が私的に建立したものと思われる。設置場所はバルセロナの北東33kmにある Sant Andreu de Llavaneres である。おそらく Onesimus は自己の地所のある地にこの顕彰碑を建立したのであろう。注目されるのは Onesimus のこの地所が先にみたセクンドゥスの地所のある Lliça d'Amunt とは約20kmの距離であることである。両者の地所は近距離にあるとっていいだろう。それ故この Onesimus の事例も、お互いの地所が近距離にある〈amicus〉同士の事例とみなされる。

更に Onesimus に関しては他の碑文において、バルセロナのアウグスタレスとして現れていることも注目しなければならない⁽²⁷⁾。すなわち IRC IV, 110⁽²⁸⁾ および IRC IV, 111⁽²⁹⁾ では、アウグスタレスとして彼の解放奴隷によって奉獻されているからである。このことからすれば Onesimus とセクンドゥスとはアウグスタレスの同僚としての〈amicus〉という意味合いももつように思われる⁽³⁰⁾。

おわりに

これまで述べてきたようにタラゴーナとバルセロナのアウグスタレスである L. Licinius Secundus に対しては他に類をみない多くの友人による顕彰碑が建立された。その際、セクンドゥスの友人による顕彰には以下の三つのカテゴリーがあった。すなわちコレギウムによる顕彰、アウグスタレスによる顕彰、そして個人による顕彰である。このうちコレギウムによる顕彰において〈amicus〉という表現が使われる具体的な内容は不明であった。次にアウグスタレスによる顕彰は同僚としての〈amicus〉という意味合いが考えられた。これに対して注目されるのは、個人による顕彰の場合である。それは近年の考古学あるいは碑文学および地名学等の進展によ

り、スペイン東北部のラエタニア地方においてセクンドゥスが所有する地所の位置が確定された結果、その場所と彼の〈amicus〉が所有する地所とが近接している、あるいは近距離にあるという事実であった。この事実の意味するものが重要であるが、これに関して Morera, Olesti i Carreras (2010, p. 77) は次のように述べる。「プロクラトル (*procurator* 委託事務管理人) は「友情の職務」(*officium amicitiae*) として、言い換えれば、農場主 (*dominus*) の友人たち (*amici*) のうちの誰かによって引き受けられうるであろう職務として考えられている。そしてそれは有給でも、無給でもありうる。碑文においては、地所 (*fundi*) のプロクラトルは通常解放奴隷である。実際のところ、友人 (*amicus*) のプロクラトルはこの任務をほとんど指し示してはいない、通常彼は友情 (*amicitia*) をあらわにするのであるが。」⁽³¹⁾ これは重要な指摘ではあるが、その実態の具体的な説明はなされていない。今後この指摘に対する実証的な検証が求められるように思われる。

(補説)

友人によるセクンドゥスへの顕彰碑にはこれまで述べてきたもの以外に、以下の二つの顕彰碑も最終行に《amico》が推定されているので、ここに挙げておきたい。

①IRC IV, 99 (=CIL II, 4547) :

《L(ucio) Licinio / Secundo / accenso pa/trono suo L(ucio) Li/cinio Surae pri/mo secund(o) ter/tio consulatu eius / IIIII vir(o) Aug(ustali) Col(oniae) I(uliae) V(rbis) T(riumphalis) / Tarrac(onis) et Col(oniae) F(aventiae) I(uliae) A(ugustae) / P(aternae) Bar(cinonis) / Perperna [Num]is[ianus] / [-----].》

CIL II, 4547はこの顕彰碑の奉献者を Perpernia [Euno]is と補い、最終行では《amico》を推定している。これに対して IRC IV, 99は同じく最終行に《amico》を推定しているものの奉献者は Perperna [Num]is[ianus] と読み直している。この Perperna Numisianus は IRT 421 (=CIL II, 4301)⁽³²⁾ によれば、タラゴーナのアウグスタレスであった。従って Perperna Numisianus とセクンドゥスとはアウグスタレスの同僚としての〈amicus〉ということになる⁽³³⁾。

②IRC IV, 103 :

《[L(ucio) Li]cinio / [S]ecundo / [a]ccenso / [p]atron(o) suo / [L(ucio) Li]cin(io) Surae pri/[m]o secund(o) tert(io) [co]nsulat(u) eius / [IIII]I vir(o) Aug(ustali) Col(oniae) I(uliae) / [V(rbis) T(riumphalis)] Tarrac(onis) et Col(oniae) / [F(aventiae) I(uliae) A(ugustae)] P(aternae) Barcin(onis) / [---i]us F ou Eu [---] / ----- .》

IRC IV, 103は最終行から二番目の行(10行目)を [Pedani]us Eu[phron]? と補い、最終行(11行目)に《amico》を推測している。とすればこの人物は、IRC IV, 107⁽³⁴⁾ および 108 (=CILII, 4550)⁽³⁵⁾ に現れるバルセロナのアウグスタレス L. Pedanius Euphron ということになる⁽³⁶⁾。そうなると、セクンドゥスは Euphron にとってアウグスタレスの同僚としての〈amicus〉である可能性がある。

更に L. Pedanius Euphron が属するペダニウス氏 (gens Pedania) は、山本 (2023, 20頁) でも指摘したように、バルセロナの周縁部にある Teià (el Masnou 近郊) に地所を所有していた。

この地所とセクンドゥスの地所のある Lliç d'Amunt との距離は 15.5km である。従って Pedanius Eurphron とセクンドゥスはお互いの地所が近接している〈amicus〉でもあったと思われる。

註

- (1) セクンドゥスに対する顕彰碑は 23 基 (IRC I, 125; IRC IV, 83-104.) 知られている (Cf. IRC IV, 82, pp. 163-165)。顕彰碑の建立時期は、L. Licinius Sura (以下スラ) の第三回目のコンスル就任年の 107 年からスラが急死する 108 年前後と思われる (Cf. IRC IV, 82, p. 165)。セクンドゥスについては Rodà (1970) 参照。スラについては Rodà (2014) 参照。なおスラと思われる肖像がトラヤヌス帝記念柱レリーフの一場面 (CIV) に確認されることについては、Rodà (2014, p. 29) 参照。
- (2) 確実に〈amicus〉によるセクンドゥスへの顕彰碑は 8 基 (IRC IV, 91-92; 94-98; IRC I, 125) である。なお IRC IV, 93 (= CIL II, 4541) に関しては、以下がその碑文であるが《L(ucio) Licinio / Secundo / accens(o) patro[no] / suo L(ucio) Licinio / Surae primo secund(o) / tertio consul(atu) / eius IIIII vir(o) Aug(ustali) / Col(oniae) I(uliae) V(rbis) T(riumphalis) Tarrac(onis) et / Col(oniae) F(aventiae) I(uliae) A(ugustae) P(aternae) Barcin(onis) / [L(ucius)] Flavius / Chrysog(onus) IIIII vir Aug(ustalis) / [-----]》、この碑文の最終行 ([……]) は他のセクンドゥスへの顕彰碑文の形式から推測して《amico》が補われる可能性もある。また L. Flavius Chrysogonus は IRT 418 (= CIL II, 4297) によれば、タラゴーナの *sevir mag(ister) Larum Aug(ustalis)* とされているのでアウグスタレスの同僚としての〈amicus〉ということも考えられる。しかし CIL II, 4541 および IRC IV, 93 はともに最終行に《amico》を推測していないのでここでは取り上げない。
- (3) Olesti et Carreras (2013, p. 180-182) はこのような分析によって表されるものを「社会景観」(le paysage social, social landscape) と呼んでいる。
- (4) CIL II, 4540 はセクンドゥスをタラゴーナのみのアウグスタレスとみなしているが、IRC IV, 91 はセクンドゥスに対する他の顕彰碑に基づいて「バルセロナのアウグスタレス」を補っている。
- (5) Rodà (1970, p. 178) は *fabri* (職人) のコレギウムを想定しており、一方 Olesti i Guzmán (2020, p. 382) は職人あるいは商人のコレギウムを想定している。後述するように、この地方ではブドウ栽培およびワイン生産が主要産業なので、おそらくこの職種のコレギウムの可能性が高いのではなかろうか。
- (6) Olesti i Guzmán (2020, p. 384) は、バルセロナ北方約 23km にある Lliça d'Amunt (Granollers 近郊) では中世において Liciniano, Liciano, Lizano superiore といった地名が存在していることから、ここに *fundus Licinianus* すなわちリキニウス氏 (*gens Licinia*) の先祖の地所を想定している。
- (7) Olesti i Guzmán (2020), *passim*.
- (8) IRC IV, 83 (= CIL II, 4537 et p. 982) によれば、Auso の都市参事会がセクンドゥスに対して顕彰碑を奉獻していることから、Auso は公的にもセクンドゥスと密接な関係を有していたと思われる。また 2 世紀中葉になるが、Auso ではアウグスタレス C. Cornelius Grati l. Magnio の存在も確認される (IRC I, 31 = CIL II, 4618 et p. 1054)。
- (9) CIL II, 4542 は奉獻者としてタラゴーナのアウグスタレスである M. Galerius Syrus Gratus という名前を記しているが、IRC IV, 92 は奴隷出身と思われるこの人物がふたつの *cognomen* (家名) をもつのは不自然であるとして、M. Galerius (または Calpurnius) Syrus および M. Galerius (または Calpurnius) Gratus という二名のアウグスタレスの名前であると訂正している。さらに IRC IV, 92 の註解によれば、カルプルニウス氏 (*gens Calpurnia*) はバルセロナと同様タラゴーナでもよく知られている氏族名という。
- (10) Syrus と Gratus は植民市タラゴーナの正式名称 (Col. I. V. T. Tarraco) を持つアウグスタレスである。またこの碑文で注目されるのは末尾に記される《amico optimo》という表現である。他の顕彰碑では末尾では単に《amico》のみであり、《optimo》は添えられていない。しかし、これのもつ意味については不明である。
- (11) ただ、タラゴーナのアウグスタレスがタラゴーナではなくバルセロナでセクンドゥスを顕彰しているので、Syrus と Gratus の両アウグスタレスはバルセロナに何らかのつながりをもっていたのではなかろうか (これについては後述)。
- (12) CIL II, 4543 は奉獻者の名前を《Mon [-----]》と読み取っているが、IRC IV, 94 では《M(arcus) Qu[in-

- tius---]》と読み直されている。
- (13) IRC IV, 100 : 《L(ucio) Licinio / Secundo / accenso / patron(o) suo / L(ucio) Licin(io) Surae / primo secundo / tertio consulatu / eius IIIII vir(o) Aug(ustali) / Col(oniae) I(uliae) V(rbis) T(riumphalis) Tar-rac(onis) et / Col(oniae) F(aventiae) I(uliae) A(ugustae) P(aternae) Barcin(onis) / Quintia C(ai) f(ilia) / Severa.》
- (14) IRC I, 98 (=CIL II, 4613、1世紀末か2世紀初) : 《Iunoni / Aug(ustae) sacr(um) / C(aius) Quintiu(s) / Q(uintiae) Severae / I(ibertus) Myronus / IIIII vir Aug(ustalis).》
- (15) IRC IV, 100の註解 (p. 184f.) によれば、Quintia SeveraはIluro(現Mataró)出身で、ラエタニア地方の沿岸に地所を所有する都市名望家に属する者とされている。なお解放奴隷が自己のパトロヌスの地所を買い取ることによって土地所有者となる傾向については、Olesti i Carreras (2015, p. 584) は次のように説明している。バルセロナの有力家系は1世紀末から2世紀初めには中央進出(ローマ在住)が顕著となり、とりわけトラヤヌス期になると元老院議員は自己の資産の3分の1をイタリアで投資しなければならなくなる。その資金の財源としてバルセロナ出身の元老院議員は自己の地所を自己の解放奴隷に売却する。そして自己の解放奴隷がパトロヌスの地所を購入することにより、パトロヌスの氏族名称に由来するfundus名が存続する。Olesti i Carreras (2015) はこのように説明して、解放奴隷が土地所有者となっていくと指摘している。さらに2世紀後半になるとバルセロナの有力家系の財力を支えたラエタニア産ワインの大量輸出は終焉を迎え、それに伴って、解放奴隷の富も固定化しなくなっていくことも指摘している。
- (16) M. Antonius VindemialisについてはG. Fabre (2006), p. 201, 204, Carte no. 2 (p. 205) 参照。
- (17) この時期に同都市のローマ騎士C Iulius Serenusはトラヤヌス帝の妃プロティナに対する顕彰碑を建立している Cf. Wuilleumier (1984), p. 24(no. 74) = AE 1938, 170.
- (18) IRC I, 69 (Egara, 120-140年) = CIL II, 4495 : 《Q(uinto) Granio / Q(uinti) fil(io) Gal(eria tribu) / Optato II vir(o) / Egara tribuno / militum / Grania / Anthusa / marito / optimo / I(oco) d(ato) d(ecreto) d(ecri-
onum).》
- (19) このほかにグラニウス氏に関する他の碑文としてはバルセロナで発見された二つの墓碑銘がある。一つはIRC IV, 147 (2C. 後半) = CIL II, 6162 : 《D(is) M(anibus) / Araniae / Fortunate / Grania / Maxima / matri bene / merenti.》であり、他はIRC IV, 170 (1世紀) : 《----- /to an(norum) XV ou XX [---] / C(aius) Granius[---] / et Aemilia Su[---] / H(ic) s(it) [e(st) ---]》である。
- (20) RIT, 288 : 《Q(uinto) Licinio / M(arci) f(ilio) Gal(eria tribu) Silv(ano) Graliano / flamine Romae / et Aug(ustorum) provinc(iae) / Hispan(iae) cite(rioris) / praefecto orae / maritimae / proc(uratori) Aug(usti) / p(rovincia) H(ispania) c(terior).》同註解によれば同人はタラゴーナ出身で、その息子Q. Licinius Silvanus Granianus (PIR²V58f. Nr. 247) は元老院議員にして106年の補充コンスルであった。
- (21) Olesti i Guzmán (2020, p. 388n. 11) はバルセロナ南西20kmにある沿岸都市Castelldelfelsが、中世前期にはCastrum Felixと呼ばれていることから、C. Granius Felixとの関連を指摘している。またCastelldelfelsでのウィラ遺跡からはアムフォラ銘《FEL(ix)》, 《FELI(cis)》が知られているが、このFelixがグラニウス氏に属するものであるかは特定できない。Cf. Berni i Carreras (2013, p. 187)。
- (22) IRC IV, 61 (トラヤヌス・ハドリアヌス期) : 《M(arco) Her(ennio) / C(ai) f(ilio) G(al(eria tribu)) / Severo / aedile IIvir(o) / flam(ini) Aug(usti) / Herennia C(ai) f(ilia) Optata / fratri optim[o].》
- (23) IRC IV, 52 (2世紀前半) : 《M(arco) Aemilio / L(uci) fil(io) Gal(eria tribu) / Optato / privigno / annor(um) XIII / huic ordo Barc(inonensium) aedilic(ios) / et IIvirales / gratuit(o) ou gratuit(os) honores / d(ecrevit) / M(arcus) Herennius Severus t(utor)》
- (24) Olesti i Guzmán (2020, p. 384) およびIRC IV, 61の註解 (p. 137) によればL. Herennius OptatusはC. Herennius Optatusと兄弟ではないかとも指摘されている。であるとすれば、その経営形態はconsortium(相続財産共有制)である可能性が高い。Cf. Gorostidi y Clariana (2017), p. 51.
- (25) レンガ製造を含むopus doliae生産と大土地所有との関係については馬場 (2020), 72~93頁(第一部第二章第一節《FIGLINAE》=《PRAEDIA》所有) 参照。
- (26) Polinyà近郊のウィラ遺跡(1~2世紀)ではレンガ銘《[TEG]ULA PAVLI EX FVN(do) [---] PERI-ANO》 : ()perianus地所産Paulus(の製造)のレンガ(IRC VI, 39 [筆者未看])が発見されており、〈Paulus〉という人名からnomenの〈Paullius〉との関連が指摘されている。Cf. Carreras et Olesti (2013), p. 167n. 14 ; Olesti i Guzmán (2020), p. 384f.

- (27) Gorostidi (2013, p. 294) は Onesimus がアウグスタレスに就任したのはフラウィウス期とみなしている。
- (28) IRC IV, 110 : 《C(aio) Trocin[ae] / C(ai) liberto / Onesimo / IIIII vir(o) Aug(ustali) / Philetus lib(ertus) / heres ex t(estamento).》
- (29) IRC IV, 111 = AE 1957, 31 : 《C(aio) Trocinae / C(ai) lib(erto) / Onesimo / IIIII vir(o) Aug(ustali) / C(aius) Trocina / Philetus l(ibertus) / t(estamento) p(oni) i(ussit) / C(aius) Trocina / Paramythius heres posuit / l(oco) d(ato) d(ecurionum) d(ecreto).》
- (30) そうであるならば、アウグスタレスの同僚としての〈amicus〉とされたタラゴーナのアウグスタレス Syrus および Gratus (事例2①) はラエタニア地方において彼らの地所をもち、その場所が〈amicus〉であるセクンドゥスの地所と近距離にある可能性も排除できないかもしれない。
- (31) Morera, Olesti i Carreras (2010), p. 77 : “The *procurator* is considered an *officium amicitiae*, in other words, a task that could be undertaken by any member of the *amici* of the *dominus*, and can be either paid or not. In epigraphy, the *fundi procurators* are normally freedmen. Actually, a *procurator* of an *amicus* hardly indicates this task, though he normally reveals the *amicitia*”. なおローマ共和政末期における〈amicus〉の社会的役割については、Verboven (2002), pp. 227–274参照。
- (32) IRT421 = CIL II, 4301 : 《L(ucio) Perpernae / Numisiano / IIIII viro / Augustal(i) / Ti(berius) Claudius / Amiantus / amico optim(o).》
- (33) ここでは、タラゴーナのアウグスタレスがバルセロナで顕彰碑を奉獻しているので、この人物がラエタニア地方において友人のセクンドゥスの地所と近距離にある場所に自己の地所を所有している可能性も排除できない。
- (34) IRC IV, 107 : 《L(ucio) Pedanio L. lib(erto) / Euphroni / IIIII vir(o) Aug(ustali) / Primus et / Agathopus lib(erti) / L(ucius) Pedanius Clemens / in memoriam L(uci) Pedan(i) / Euphronis cuius basis lapidea aere clusa vetustate / erat corrupta statuam eius marmoreae superposuit / permittente ordine Barcinonensium.》
- (35) IRC IV, 108 (= CIL II, 4550) : 《L(ucio) Pedanio L(uci) lib(erto) / Euphroni / IIIII vir(o) Aug(ustali) / Primus et / Agathopus lib(erti) / L(ucius) Pedanius Clemens in memoriam L(uci) Pedani / Euphronis cuius basis [lapide]a aere clusa vetustat(e) [e]ra[t corru]pta statuam eius / marmo[rae] superposuit permittente ordine [Ba]rci[no]nensium.》
- (36) Cf. Olestsi i Guzmán (2020), p. 382.

Bibliographie

- Berni i Carreras (2013) : P. Berni i C. Carreras, Corpus epigràfic de segells en àmfore, dolia, tegulae i gerres de ceràmica comuna oxidada de Baix Llobregat, *Barcino II, Marques i terrisseries d'àmfores al Baix Llobregat* ICAC, Tarragona, pp. 127–286.
- Berni, Carreras, Olesti (2005) : P. Berni, C. Carreras, O. Olesti, La gens Licinia y el Nordeste peninsular, *AEspA*, 78, pp. 167–187.
- Fabre (2006) : G. Fabre, Existait-il des modes de régulation social dans l'Aquitaine pyrénéenne à l'époque romaine? dans *Les Régulations sociale dans l'Antiquité sous le direction de M. Molin*, Presses Universitaires de Renne, pp. 195–206.
- Gorostidi (2013) : D. Gorostidi Pi, Sobre le marques SYN/SYNE i la seva identificació amb C. Trocina Synecdemus, sevir Augustal de la colònia de Barcino, in Carreras, C., Berni, P., *Barcino II: marques i terrisseries d'àmfores al territorium*. Institut d'Estudis Catalans; [Tarragona]: Institut Català d'Arqueologia Clàssica, pp. 287–296.
- Gorostidi y Clariana (2017) : Diana Gorostidi y Joan Francesc Clariana, Un graffito de L. Herennius procedente de Torre Llauder (Mataró, Barcelona), *Boletín Ex Officina Hispana* 8, pp. 49–53.
- Morera, Olesti i Carreras (2010) : “Centres de producció amfòrica a i territori a la riba dreta del Llobregat: novetats de la terrisseria del Mercat (Sant Vicenç del Mercat),” *Pyrenae*, Núm. 41, Vol. 2, pp. 49–79.
- Olesti et Carreras (2013) : O. Olestet et C. Carreras, Le paysage social de la production vitivinicole dans l'ager Barcinonensis: esclaves, affranchis et institores, *Dialogues d'histoire anicenne* 39/2, pp. 147–189.

Olesti i Guzmán (2020) : Oriol Olesti Vila, Joan Olier Guzmán, La vidas cruzadas de Lucius Licinius Secundus y la producción vitivinícola del NE de la Península Ibérica, dans *Le realtà della achiavitù e biografie da Eumeo a Frederick Douglass a cura di Francesca Reduzzi Merola, Maria Vittoria Bramante, Adelaide Caravaglios*, Satura Editrice, Napoli, pp. 379–392.

Rodà (1970) : I. Rodà, Lucius Licinius Secundus, liberto de Lucius Licinius Sura, *Pyrenae* 6, pp. 167–183.

Rodà (2014) : I. Rodà L. Licinius Sura, Hispanus, in: *Trajan und seine Städte Colloquium Cluj-Napoca, 29 September-2 Oktober 2013*, Cluj-Napoca, pp. 21–35.

Rodà (2015) : I. Rodà, *Un episodi dintre de les humanitats: l'epigrafià. Epigrafià 'major' i 'menor' : l'exemple del fabricant de teules Herenni Optat*, Barcelona.

Verboven (2002) : K. Verboven, *The Economy of Friends. Economic Aspects of Amicitia and Patronage in the Late Republic*, Éditions Latomus, Bruxelles.

Vila y Monfort (2008) : Oriol Q. Vila y César C. Monfort, "Tierra y libertad: libertos y institores en el ager barcinonensis (Barcelona)", en *Arqueología e historia del Mundo antiguo: contribuciones brasileñas y españolas*. BAR International Series 1791 : 93–103. Oxford, BAR.

IRC I : G. Fabre, M. Mayer, I. Rodà, *Inscriptions romaines de Catalogne* I. Barcelone (sauf Barcino), Paris 1985.

IRC IV : G. Fabre, M. Mayer, I. Rodà, *Inscriptions romaines de Catalogne* IV. Barcino, Paris 1997.

IRT : G. Alföldy, *Die römische Inschriften von Tarraco*, Berlin 1975.

Wuilleumier (1984) : P. Wuilleumier, *Inscriptions latines des Trois Gaules*, Paris 1984.

馬場 (2020) : 馬場典明 『ローマ大土地所有制研究』九州大学学術情報リポジトリ (<https://doi.org/10.15017/4103493>)

山本 (2023) : 山本晴樹 「L. Pedanius Epictetus と C. Trocina Synecdemus — バルセロナのアウグスタレスの一断面 —」 『別府大学大学院紀要』第25号17–28頁 (別府大学機関リポジトリ <https://doi.org/10.32289/gk02503>)

Mot-clef : sevir Augutalis, amicus, fundus, Laetania

Résumé

Il est très extraordinaire que beaucoup des amis (*amici*) ont dédié des monuments honoraires pour L. Licinius Secundus, sévir augustal à Tarragone et à Barcelone en Laeétanie (Nordest de l'Espagne). Je voudrais envisager ce que le mot "*amicus*" signifie dans les inscriptions honoraires des monuments.